

# 令和5年 第10回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第10回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和5年10月 2日 (金) 午前10時00分～午前10時37分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
			6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	5 番	成 田 敦 志		
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画 (案) について (令和5年10月5日公告予定分)</p> <p>日程第10 議案第7号 農用地の買入協議に係る要請について</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 おはようございます。只今から、令和5年第10回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
- 本日の会議には、5番、成田委員から欠席の届出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さんおはようございます。また、今日の現地確認は第2班が当番ということで、朝7時半から、現地確認大変ありがとうございます。さて10月に入って、ここ数日ちょっと、愚図つき模様の天候でございます。まだ収穫が終わってないという方が大勢おりますけども、ここにきてやっぱり8月の高温の影響が出ているのかなというところです。今日は、総会が終了した後、振興部会も予定されておりますので、皆様のご協力のもと、スムーズな進行でいきたいと思っております。よろしく願いいたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。
- 【なしの声】
- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、4番、平間委員、

10番、大場委員を指名いたします。

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和5年9月1日、令和5年第9回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外11委員が出席しております。  
2番、9月12日から13日の2日間、美瑛町議会第5回定例会が開催され、会長が出席しております。  
3番、9月15日、令和5年度美瑛町開拓記念式典が開催され、会長外4人の委員が出席しております。  
以上でございます。

○議長 これで、諸般の報告を終わります。

○議長 日程第4、議案第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番の件については、**■**番、**■**委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、**■**委員の退席をお願いします。

【**■**委員退席】

○議長 それでは、議案第1号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、**■**さん。借主、**■**さん外4件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するかの審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示、字名**■**、地番**■**、面積553平米につきましては、貸主、**■**さんから借主、**■****■**さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年9月12日付けで合意解約です。後ほど議案第5号にて転用の申請がされる予定です。以上で説明終わります。

○議長 これより、議案第1号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■■■委員の入場を認めます。

【■■■委員入場】

○議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします

○議 長 続いて、議案第1号、番号2番から番号5番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名■■■■。地番■■■■外1筆、面積計27,294平米につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年9月1日付けで合意解約です。後ほど議案第7号にて買入れ協議に係る要請がされる予定です。

番号3番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外17筆、面積計136,015平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年9月5日付けで合意解約です。後ほど議案第4号及び第7号にて贈与及び買入れ協議に係る要請がされる予定です。

番号4番、土地の表示、字名■■■■。地番■■■■外5筆、面積計62,675平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年9月6日付けで合意解約です。後ほど議案第7号にて買入れ協議に係る要請がされる予定です。

番号5番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外11筆、面積計118,455平米につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年9月6日付けで合意解約です。後ほど議案第7号にて買入れ協議に係る要請がされる予定です。

今回提出された5案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 これより議案第1号、番号2番から番号5番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号2番から番号5番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についてでございます。農地法関係事務処理要綱の規定に基づきまして土地の現況証明願書の提出がありました、■■■■さん1件の証明交付の可否について審議を求めるものでございます。  
番号1番、土地表示、字名■■■■、地番■■■■、1筆、地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計4,085平米でございます。土地所有者及び申請者につきましては、■■■■  
■■■■、■■■■さんとなっております。農振農用地区域外で都市計画区域内となっております。この土地につきましては10年以上前から農地としての利用は無く、既に山林原野化しており、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から、現地調査の結果も合わせて、説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局からの説明のとおりです。この土地は、何十年も、畑として利用されてなく、今後もなかなか利用はできないと思います。第2班で今朝、現地確認をしてきておりますが、第2班としては、農地としては使用できないという結果になりました。よろしく願います。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 次に、日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
- 議長 議案第3号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外の件でございます。農振農業振興地域の整備に係る法律第13条第1項の規定により、農用地区域の除外につきまして同法施行規則第3条の2第1項の規定により、意見を附すもので審議をよろしくお願いいたします。  
それでは番号1番です。字■■■■、地番■■■■。登記簿、田。現況、田。面積50平米。所有者、■■■■の■■■■さん。申請者、■■■■、■■■■さんでございます。  
除外の目的は、当該地はここに湧き水が出ているようでその水を使用している地域の方に分筆し移転する予定ということでの除外でございます。許可の理由といたしましては、農業振興地域制度に係るガイドラインの第16条の1の④及び2の(1)のウに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

- 議長 議案第3号、番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 今朝、第2班で現地確認してきました。事務局からの説明のとおり農地としてはなかなか使えないこともあり、また、一部水源としての利用をしたいという意向もあるということで、致し方ないかなと思っています。以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号2番、字名■■■■、地番■■■■外1筆、登記簿田畑、現況も同じく田畑です。面積計2,367平米でございます。所有者及び申請者は■■■■、■■■■さん。除外目的は既に農地の使用はしていないための除外となっております。許可の理由といたしましては、農業振興制度に係るガイドライン第16の1の④及び2の(1)のウに基づくものとなります。  
以上で説明を終わります。

- 議 長 議案第3号、番号2番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

- 班長 はい。今朝の第2班で現地確認してきました。農地として、なかなか利用できないということで、仕方ないということで判断してきました。よろしくをお願いします。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号3番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号3番です。字名■■■■、地番■■■■外1筆、登記簿、畑。現況、畑でございます。面積計2,073平米。所有者及び申請者は、■■■■、■■■■さんでございます。

除外目的は既に農地の利用はしていないということなどの除外でございます。許可の理由といたしましては農業振興制度に係るガイドラインの第16の1の④及び2の(1)のウに基づくものとなっております。以上で終わります。

○議長 議長第3号、番号3番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、ただいま事務局の説明のとおりで、今朝、第2班で確認してまいりました。現状、農地としては使えなく、この先も予定がないということで、仕方ないということで判断しました。以上です。

○議長 ありがとうございます。  
これより議長第3号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議長第3号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に日程第7、議長第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。  
議長第4号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議長第4号、農地法第3条の規定による許可申請所有権移転でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、■■■■さんから譲受人、■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議長第4号で審議頂くこの1案件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われます。機械、労働力、技術、通作距離等をも問題ないことから要件を満たしていると思われます。



番号1番、土地表示、字名■■■■、地番■■■■外1筆、面積計4,105平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約4.3キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は譲受人の希望により当該農地を贈与したい。譲受人は当該農地の協議が終了したため、譲受したいとのことでございます。詳細につきましては議案5ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。この農地は、今、現状は堆肥盤になっており、この後の公社で買入れできなかった土地になっているので、3条の扱いということで、このようになりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 長 ありがとうございます。  
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 次に、日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。  
議案第5号、番号1番の件については、■■番、■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■■委員の退席をお願いいたします。

【■■委員退席】

○議長 長 それでは議案第5号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請、使用貸借でございます。農地法第5条の規定による転用の許可申請のありました、貸主、[ ]さん、借主、[ ]さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番、字名[ ]、地番[ ]、1筆。地目、登記簿現況ともに田。面積は553平米。申請箇所はJR美瑛駅から[ ]に約8.2キロの箇所で土地所有者は[ ]さんで、転用計画者は[ ]さんによる農家住宅建設のための使用貸借による転用許可申請となっております。

申請地は町が定める農業振興地域の整備計画において指定されている農振農用地区域計画地域であります。農林課にて農振除外済みでございます。農用地の転用は原則不可となっておりますけれども、農家住宅の建設に伴う転用であるため、農地法施行規則第38条及び第39条の第1号に該当する施設であり、農家住宅の建設は農地の転用を許可することができるとされているため、転用はやむを得ないと認められるものでございます。詳細につきましては、議案6ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[ ]委員から補足説明をお願いします。

○[ ]委員 この土地は、6月の総会の現地確認の折に農振除外の案件として出てきておりました。[ ]君の後継者の農家住宅です。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を、[ ]班長よりお願いいたします。

○[ ]班長 はい、ただいま事務局からの説明のとおりです。今朝、現地確認してきております。農家住宅の転用ということで、何ら問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第5号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第5号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■■■委員の入場を認めます。

【■■■委員入場】

○議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします

○議 長 次に、日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和5年10月5日公告予定分の件を議題とします。  
議案第6号、番号1番から番号7番までの件について、一括して審議いたしますので事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農用地利用集積計画案について。令和5年第9回令和5年10月5日公告予定分、公益財団法人北海道農業公社外6件、改善組合承認済みから、利用権の設定等、所有権の移転6件、賃貸1件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日、法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番から6番につきましては、保有合理化事業による賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売渡しになるものです。

番号1番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■、■■■さんへの売買、畑1筆、41,265平米。400万円で10アール当たり96,900円です。

番号2番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■、■■■さんへの売買、田4筆、畑7筆、計88,478平米。700万円で10アール当たり、田78,600円。畑79,200円です。

番号3番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■、■■■さんへの売買、田1筆、13,244平米。2,649,000円で10アール当たり20万円です。

番号4番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■、■■■さんへの売買、田1筆、畑1筆、計15,939平米。1,647,000円で10アール当たり、田110,100円、畑63,000円です。

番号5番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■

■、■さんへの売買、田 5 筆、26,705 平米。448 万円  
で 10 アール当たり 167,800 円です。

番号 6 番、公益財団法人北海道農業公社から、  
■、■さんへの売買、畑 17  
筆、198,645 平米。1,919 万円で 10 アール当たり 96,600 円  
です。

番号 7 番につきましては、北海道農業公社からの賃貸借  
です。

番号 7 番、公益財団法人北海道農業公社から、  
■、  
■さんへの賃貸借、田 2 筆、11,273  
平米、45,100 円で 10 アール当たり 4,000 円です。期間は 4 年  
9 か月です。

以上設定を受けるもの 7 件、4 名、3 法人、設定をするもの  
7 件、7 法人、田 13 筆、77,651 平米。畑 26 筆、317,898 平米。  
計 39 筆、395,549 平米。以上で説明終わります

○議 長 これより、議案第 6 号、番号 1 番から番号 7 番までの件につ  
いて質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。  
議案第 6 号、番号 1 番から番号 7 番までの件について、原案  
どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第 10、議案第 7 号、農用地の買入協議に係る要  
請についての件を議題とします。

○議 長 議案第 7 号、番号 1 番から番号 4 番までの件について、一括  
して審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 議案第 7 号、農用地の買入れ協議に係る要請について。農業  
経営基盤強化促進法附則、令和 4 年 5 月 27 日、法律第 56 号に  
基づき、所有権移転に係るあっせんの申出があった■  
さん外 3 件の農用地について、公益財団法人北海道農業公社によ  
る買入れが特に必要と認められるので、同法附則、令和 4 年 5  
月 27 日法律第 56 号、第 3 条第 2 項に基づき、美瑛町から土地

所有者に対して同公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されると。農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想をもとに、申出者と公社に買入れ協議の通知をすることになります。

また今後の手続きにつきましては、土地所有者が町から買入れ協議の通知を受けてから3週間の間に行入れ協議を行うことになります。

番号1番、申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。農用地の表示、[REDACTED]外1筆、面積計27,294平米。申出年月日は令和5年9月2日で、借受予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]さんです。

番号2番、申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。農用地の表示、[REDACTED]外15筆、面積計131,910平米。申出年月日は令和5年9月6日で、借受予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]さんです。

番号3番、申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。農用地の表示、[REDACTED]外5筆、面積計62,675平米。申出年月日は令和5年9月7日で、借受予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]さんです。

番号4番、申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。農用地の表示、[REDACTED]外11筆、面積計118,455平米。申出年月日は令和5年9月7日で、借受予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]さんです。

今回審議頂く4案件につきましては、買入れ協議が成立しますと、次回11月の総会で集積計画にて公社へ売買され、12月の総会以降に集積計画により認定農業者の方への貸付けが始まる予定です。以上で説明終わります。

○議 長 これより、議案第7号、番号1番から番号4番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第7号、番号1番から番号4番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議事項は、すべて終了いたしました。  
以上をもちまして、令和5年、第10回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和5年10月2日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

平 間 初 美

美瑛町農業委員

大 場 男